

社会福祉法人いぶき福祉会 役員の報酬等に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第21条に基づき理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する事項を定める。

（報酬の支給要件）

第2条 報酬は、法人の会議に出席又は法人業務を行う役員に対して支給することができる。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、1日あたり五千円（ただし、源泉徴収税額控除後の額）とし、1カ月の上限額を五万円（ただし、源泉徴収税額控除後の額）とする。

（報酬の支給）

第4条 報酬は、月単位又は日単位で支給する。

2 支給日は、月単位で支給する場合、出勤した月の翌月5日（支給日が銀行休業日の場合は、直前の営業日）とし、日単位で支給する場合、出勤した日とする。

（改廃）

第5条 この細則の改廃は、評議員会が決議する。

附則

この細則は平成29年4月1日から施行する。（社会福祉法の改正に伴う改正）

附則

この細則は令和2年4月1日から施行する。（役員全員に報酬を支給するための改正）